

船舶インシデント調査報告書

令和3年4月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和2年8月14日 16時10分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市答志島島ヶ崎南東方沖 島ヶ崎灯台から真方位141°630m付近 （概位 北緯34°30.2 東経136°51.0 ）
インシデントの概要	プレジャーボートDERIKYATTOは、航行中、船外機の運転ができなくなり運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年8月25日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート DERIKYATTO、5トン未満（長さ6.39m）
船舶番号、船舶所有者等	243-30686三重、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣りを終えて帰航中、帰航場所まで約6km 手前で燃料が無くなって船外機が停止し、運航不能となった。</p> <p>本船は、船長が118番通報し、来援した監視取締艇にえい航された。</p> <p>船長は、ふだん、一日当たりの燃料消費量がガソリン約20であり、満タンで60のところ、残燃料が約15 と思い、予備タンク20 と併せて約35 と見積もっていた。</p> <p>船長は、燃料タンクのメーターが故障していたので、同タンクの給油口のキャップを開けると底の方の光り具合から少量の油があるように見え、残燃料が約15 と見積もっていたので、測深棒を入れて測定するべきであったと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、航行中、船長が本船の残燃料を把握せずに航行したことから、搭載していた燃料を使い切って船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる
原因	本インシデントは、本船が、航行中、船長が本船の残燃料を把握せずに航行したため、搭載していた燃料を使い切って船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・燃料タンク及び燃料消費量を正確に把握し、出港の際、航行距離を考慮した十分な燃料を搭載すること。 |
|--|--|